

農業体験(短期研修(3日以上))受入に関する 心得

お互い気持ちよく農業体験(短期研修(3日以上))を行うために、受入農家の皆さんに下記の点に留意していただきたいと思います。

1 体験受入時のガイダンス実施

単純労働者として扱う
ことがないように注意!

- ①経営者等からの自社概要説明や経営方針、事業内容の説明
- ②受入担当責任者、指導担当者、一緒に働く従業員の方々の紹介
- ③体験期間中の作業内容の説明及び作業安全の注意点
- ④社内規則(体験者に守ってもらうべきルール)の説明
- ⑤一緒に働く人達への目的等の周知



2 体験期間中の注意点

①就業時間を守る

※受入れ先の従業員の方と同じ就業規則に基づいて、1日の体験時間は8時間を超えないようにします

②作業内容(取り組む仕事の意味や全体の流れ等)の説明

※農業を初めて経験される方も多いため、思い込みや誤解が生じないように配慮しましょう

③体験者の体調に合わせた作業の取り組み

※気温や湿度、場所等に配慮し、休憩や声かけをしながら進めましょう

④危険を伴う作業や機械の操作はさせない

※体験者は一日保険(傷害)に加入する予定です

⑤ハラスメント(苦痛を与える)行為の禁止

※セクハラ、パワハラ、モラハラは、ほかの人は問題ないと思っても、その人が被害にあっていないと感じた時点で成り立ちます



※見学の場合も、上記の内容を心がけ、見学者の視点で質問には分かりやすく答えていただくと助かります。